

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	平 松 美 有
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

## 進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和5年6月20日（火） 午前9時00分から午前9時27分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 7 号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 8 号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 3 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 生産緑地のあっせんについて</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（5人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 平松 美有 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より、令和5年6月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p>
会長	<p>会長さん宜しく申し上げます。 《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》  それでは、  議席番号 14番 沖 龍彦 委員  議席番号 15番 伊藤 豊 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>決定第3号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願・・・・・・・・・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 生産緑地のあっせんについて・・・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> </table>	議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	4件	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6件	決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・	15件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	8件		2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・	2件		3. 現況証明願・・・・・・・・・・	3件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	10件		2. 生産緑地のあっせんについて・・・・・・・・・・	1件
議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	4件																							
議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6件																							
決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・	15件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	8件																							
	2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・	2件																							
	3. 現況証明願・・・・・・・・・・	3件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	10件																							
	2. 生産緑地のあっせんについて・・・・・・・・・・	1件																							
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>																								
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																								
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第7号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																								
<p>浅井委員</p>	<p>申請番号3番につきまして、法人の新規就農ということですが、就農の目的は何ですか。</p>																								

事務局	<p>就農の目的についてですが、こちらの法人は、農業を営んでいる法人です。水稲を行うため、借り受けます。</p>
会長	<p>その他、ご質問・ご意見ございますか。 宜しいでしょうか。 それでは、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成9年に設立された法人で、申請地に隣接した敷地にて土木工事、管工事、水道施設工事などを中心に建設業を営んでおります。既存敷地は十分なスペースがないため、従業員や来客者の車を停めるのも危険な状況です。このような状況を回避し、業務拡大をしていくために駐車場の確保をしたいと考えました。幸いにも隣接した申請地を利用できる運びとなりました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて、夫婦2人で生活しております。今後の生活を考えると現在の住まいでは手狭であり、住宅の建築を計画しました。申請者夫婦は土地を所有していないため、いくつかの不動産屋を回りましたが納得のいく物件を確保することはできませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。申請地であれば、住宅を建築しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、申請地から40m程の場所で寺院の管理、事業運営を行う宗教法人です。檀家軒数も多く、永代経の時などは80人ほどの参拝者が訪れます。境内地内の駐車場だけでは不足しており、法人代表の亡くなった父所有の畑を駐車場として利用しておりました。農地法等の法律をよく理解していなかったため無断で利用しておりました。深く反省しております。農地転用許可が必要であることを知り、今回の申請に至りました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地近隣にて農業を営んでおります。以前、申請地の倉庫で農業用機械を保管しておりましたが、違反であることが発覚し、是正の</p>

	<p>ために取り壊しを行いました。現在は近くの土地を借りてしのいでおります。近くその場所を返さなければならなくなり、農業用倉庫の建築が必要になりました。申請地は耕作する農地の近隣であり、周辺農地に与える影響も少ないため、選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、農業用倉庫を建築する計画です</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成10年に設立され、津島市に本店を置き土木建設業を営む法人です。愛西市、津島市を中心に多くの受注を得ております。現在申請地に隣接した土地を重機などの自社車両置場としておりますが、拡大する業務とともに自社車両が増え、手狭になってきました。資材や車両を入れ替えてなんとかしのいでおりますが、日々不自由さと危うさを感じております。そこで近隣で土地を探したところ幸いにも申請地を見つけることができました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和61年に設立され、アスファルト合材の運送や残土運搬処理等の運送を主体に業務を行う法人です。岐阜県加茂郡に本社を構え、愛西市内に事業所及び車両置場があります。しかしその事業所の地権者より返還を求められており、移転のために適地を探しました。いろいろと探したところようやく申請地および隣接した宅地が見つかり、買い受けることとしました。申請地であれば2,000㎡を超える宅地と一体利用することができ、県道に面しているためアクセスに優れています。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、6件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第8号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
浅井委員	<p>申請番号3番について、譲渡人が被相続人ということですが、他の相続人の同意は得られていますか？</p>
事務局	<p>はい。法定相続人全員の同意が得られています。</p>
会長	<p>その他、ご質問・ご意見ございますか。 宜しいでしょうか。 それでは議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請6件について 賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたし</p>

	ます。
会長	続きまして、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。
事務局	<p>《事務局説明》（1番から15番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>議案番号1番から15番、全体筆数は57筆、面積は48,607㎡です。</p> <p>1番から15番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、14名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稲、レンコン、いちご、野菜です。</p> <p>愛知県知事同意は令和5年6月5日、愛知県農業振興基金同意は令和5年6月5日、公告年月日は令和5年6月30日、契約開始年月日は令和5年7月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	只今、事務局より決定第3号 について <u>簡略した内容ではございますが、説明</u> させていただきました、何かご質問はございますか。
加藤委員	申請番号11番について、金額が高いですが、これは水稲ですか？
事務局	申請番号11番はいちごです。
加藤委員	金額については、貸付人と借受人の双方での話し合いで決定したということですか？
事務局	はい、そうです。
伊藤委員	申請番号10番についても金額が高いですが、何の作物ですか？
事務局	これは水稲です。貸付人と借受人の双方での話し合いでこの金額に決まったと聞いております。
会長	<p>その他、ご質問・ご意見ございますか。</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による</p>

	<p>当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から8番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、8件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。</p>
事務局	
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出の申請番号1番について、面積が3.01㎡となっており、住宅建築のためにはかなり小さいですが、どういふことでしょうか。</p>
事務局	<p>隣に宅地があり、その宅地と一体利用をするということです。</p>
会長	<p>その他、ご質問・ご意見ございますか。 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>



<p>会長</p>	<p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から10番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、10件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 生産緑地のあっせんについて 1番の申請地所在、地目、面積、生産緑地番号、買い取り申出日、あっせん協力依頼日、あっせん終了日を朗読説明) 以上、1件の あっせん を受付いたしました。</p> <p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p><u>これをもちまして、6月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</u></p> <p>(終了 午前9時27分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和5年6月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者  
議席番号14番委員 沖 龍 彦

議事録署名者  
議席番号15番委員 伊 藤 豊